

## 日本歯科大学新潟短期大学における公的研究費の取扱いに関する規程

### (目 的)

**第1条** この規程は、日本歯科大学新潟短期大学（以下「本学」という。）における科学研究費等の公的研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

**第2条** 本学における公的研究費の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

### (責任と権限)

**第3条** 本学の公的研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

一 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。

二 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、学科長をもって充てる。

三 コンプライアンス推進責任者は、本学の各部局等における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、学科長をもって充てる。

四 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (相談窓口の設置)

**第4条** 本学における公的研究費に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、研究費の使用ルールに関する相談窓口を置き、事務室をもってこれに充てる。

2 相談窓口は、本学における公的研究費に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

### (不正防止計画の策定・実施)

**第5条** 本学における不正を防止するため、不正防止計画推進委員会を設置する。

2 不正防止計画推進委員会は、不正防止計画の策定・実施に当たり、次に掲げる事項について業務を行う。

- 一 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- 二 全学の関係者と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- 三 その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

(通報窓口の設置)

**第6条** 公的研究費に係る研究活動における不正行為（研究成果の捏造、改ざん等）及び研究費の不正使用（研究費の私的流用、目的外使用等）の通報（告発）窓口を事務室に設置する。

- 2 事務長は、通報事項を速やかに学長に報告しなければならない。
- 3 通報者の保護に十分に配慮しなければならない。

(調査)

**第7条** 公的研究費に関して不正があると認められるとき又は疑いがあるときは、学長の下に不正行為調査委員会を設置する。

- 2 不正行為調査委員会について必要な事項は別に定める。

(懲戒)

**第8条** 公的研究費の不正な管理を行った者又は公的研究費に関連して不正な取引に関与した者は、「学校法人日本歯科大学就業規則」第5052条及び第5153条を適用する。

- 2 公的研究費の管理に不正が確認されたときは、学長は、不正が確認された事案を学内に公表し、問題を共有化して再発防止に努めなければならない。

(内部監査)

**第9条** 公的研究費の使用の管理のため、効果的な内部監査を実施するための内部監査要項は別に定める。

(監事・公認会計士との連携)

**第10条** 事務室は、監事及び公認会計士と連携し、不正防止を行う。

(物品等の検収等)

**第11条** 本学における物品等の検収については、経理課部又は営繕係用度営繕部が行う。

(取引停止)

**第 12 条** 学長は、公的研究費に関して、契約違反、賄賂、独占禁止法違反、入札妨害又は談合、不正又は不誠実な行為等の不正な取引に関与した業者があるとき、当該業者との取引を停止するなど必要な措置を行う。ただし、取引停止中の業者であっても、当該事業者からでなければ給付を受けることができない等の特別な事情がある場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができる。

(不正使用による研究費の返還)

**第 13 条** 研究者の不正な使用による研究費の返還が生じた場合は、当該研究者が負担するものとする。

(規程の改廃)

**第 14 条** この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会が決定する。

(事 務)

**第 15 条** この規程に関する事務は、事務室において処理する。

(補 則)

**第 16 条** この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日改正
- 3 令和 3 年 6 月 1 日改正